

携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関するガイドライン

広島県教育委員会

1 趣旨

このガイドラインは、このたび、教育長会、校長会及びPTA団体の代表で構成される『携帯電話等に係る啓発活動推進会議（ ）』（以下、「推進会議」という。）から「学校には、携帯電話の持込みをやめましょう」など4つの提案があったことから、この呼びかけに応え、各学校及び各家庭において実効性のある取組みができるよう、学校での指導の在り方や留意点について目安を示したものである。

（広島県都市教育長会会長、広島県町教育長会会長、広島県連合小学校長会会長、広島県公立中学校長会会長、広島県公立高等学校長協会会長、広島県PTA連合会会長、広島県高等学校PTA連合会会長、広島市PTA協議会会長）

2 児童生徒の指導について

各学校は、このガイドラインを踏まえ、児童生徒に対して携帯を校内へ持ち込まないように徹底するとともに、校内における携帯電話の取扱いに係る指導方針を明確に定めること。

3 保護者の理解と協力について

携帯電話を校内へ持ち込まないことなどについて、各学校は、この4つの提案が保護者の代表を含む推進会議によるものであることを踏まえ、携帯電話の取扱いに係る指導方針を繰り返し保護者に説明し、理解と協力を得るよう働きかけること。

4 指導の在り方について

学校における教育活動において、携帯電話が必要でないことは明らかであり、携帯電話を持ち込まないよう校則に定めること。

一方、各学校は、児童生徒の登下校中の安全確保、通学範囲が広い学校や帰宅連絡に係る保護者の要望及び職業上携帯電話を必要とする高校生に係る就業先からの直接登校などの場合には、次の2点を踏まえ、発達段階に応じた指導を行うように配慮すること。

- (1) 保護者の申し出によりやむを得ず携帯電話を学校へ持ち込もうとする場合には、携帯電話の会社名、商品コード（商品名称）、製造番号、電話番号等を確認するとともに、携帯電話を持ち込む理由を明確にし、児童生徒及び保護者の連名による文書で許可申請させ、校長が許可すること。
- (2) 持込みを許可した携帯電話についても、校内では、学校が預かる又は電源を切った状態にし、けっして身につけさせないなど、校内で使用できないよう指導すること。

5 指導上の留意点について

- (1) 携帯電話を校内へ持ち込まないことについて、単なる呼びかけにならないよう指導を徹底すること。
- (2) 携帯電話を持ち込ませることを安易に許可することで、携帯電話を学校へ持ち込まない取組みを徹底する妨げとならないよう細心の注意を払うこと。
- (3) 学校の指導方針に違反した児童生徒については、予め示した方法による特別な指導を行うなど毅然とした態度で指導すること。
- (4) 携帯電話の持込みを学校が許可する際に学校が把握した個人情報、取扱いに細心の注意を払って確実に管理するとともに、目的外使用をしないこと。
- (5) 携帯電話を学校が預かる場合、盗難、破損、紛失及び取り違え並びに、プライバシー情報の侵害や漏洩事故が起きないように配慮し、適切に管理すること。
- (6) 授業中に保護者から緊急の連絡が必要な場合には、学校を通じた連絡が可能であることを周知・徹底するなど、携帯電話を利用しない連絡方法について具体的に示し保護者の理解を得ること。また、緊急の場合には、児童生徒が校内から保護者へ連絡できるよう配慮すること。
- (7) 保護者が登下校中やむを得ず携帯電話を持たせようとする場合は、必要な機能に限定した機種を選定又は携帯電話の機能の制限などを働きかけること。
- (8) 「携帯電話を使用しない週間」など一定期間携帯電話に頼らず生活する取組みを各家庭に働きかけるなど、児童生徒及び保護者の携帯電話の問題に関する意識を喚起すること。
- (9) 児童生徒の発達段階に応じた、情報モラル教育、情報リテラシーの指導計画を立て、指導を徹底すること。